

株式交換に関する事後開示書面
(会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年3月26日

(株式交換完全子会社)
株式会社メディアート

(株式交換完全親会社)
石垣食品株式会社

株式交換に関する事後開示事項

(株式交換完全子会社)
愛知県名古屋市中区新栄2丁目35番21号
株式会社メディアート
代表取締役社長 間野 賢治

(株式交換完全親会社)
東京都千代田区飯田橋1丁目4番1号
石垣食品株式会社
代表取締役会長 石垣 裕義

株式会社メディアート（以下「株式交換完全子会社」といいます。）及び石垣食品株式会社（以下「株式交換完全親会社」といいます。）は、2024年1月27日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を、同年2月16日付で株式交換変更覚書を締結し、2024年3月26日を効力発生日として、株式会社メディアートを株式交換完全子会社、石垣食品株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年3月26日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 差止請求手続について（会社法第784条の2）
会社法第784条の2の規定に従い、株式交換完全子会社に対して本株式交換をやめるよう請求した株主はいませんでした。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
会社法第785条の規定に従い、株式交換完全子会社に対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
株式交換完全子会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）
 - (1) 差止請求手続について（会社法第796条の2）
簡易株式交換につき、差止請求は認められておりません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）
簡易株式交換につき、株式の買取請求は認められておりません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）
該当事項はありません。
4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
- 普通株式 200株
5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) 株式交換完全親会社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した株式交換完全親会社の株主はありませんでした。
 - (2) 株式交換完全子会社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 3 月 22 日の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
 - (3) 株式交換完全親会社は、本株式交換に際して、本株式交換により株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の株式交換完全子会社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する株式交換完全子会社の普通株式 1 株につき株式交換完全親会社の普通株式 5,000 株の割合をもって割当交付いたしました。これにより株式交換完全親会社が割当交付した普通株式の合計は 1,000,000 株です。
 - (4) 本株式交換により増加した株式交換完全親会社の資本金及び準備金は以下のとおりです。
 - 1. 資本金の額 : 0 円
 - 2. 資本準備金の額 : 会社計算規則第 39 条に従い、株式交換完全親会社が別途定める額
 - 3. 利益準備金の額 : 0 円

以上